

熱中症予防対策に関するチェックリスト

実施事項	実施予定等
1 作業環境管理 (1) 作業場所ごとに WBGT 測定器を設置すること等により、当該場所における熱中症のリスクを把握・評価の上、作業時間、休憩の頻度・時間、作業強度の変更等を行うこと。	(測定場所、頻度)
(2) 作業に従事する者の人数、作業場所からの距離等も考慮の上、労働者の休憩に必要な冷房を備えた休憩施設を早急に増設すること。	(自社の休憩施設の増設計画)
2 作業管理 (1) 一回の作業時間に上限を設定すること、日中の暑い時間帯を避け、早朝、夕方の比較的涼しい時間帯に作業を行うこと等、作業時間の設定に留意すること。 特に、熱中症による死亡災害が多い7～8月については、14時から17時の炎天下等で WBGT 値が基準を大幅に超える場合には、作業工程に配慮しつつ、原則として熱中症のおそれのある作業を実施させないことを含めて検討させること。	(連続作業時間、一日の総労働時間、作業時間帯、休憩時間 ^{*2})
(2) 新規入場者等については、順化のための期間を設け、作業時間や休憩頻度、作業強度の調整を行う等、熱への順化に留意すること。	(新規入場者等の有無、配慮)
(3) 作業管理者が、労働者に対し水分及び塩分を摂取するよう注意喚起するとともに、労働者の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分を確実に摂取させ、チェック表を用いること等により個人ごとの健康状態を確認すること。	(確認方法)
(4) 身体を冷却する機能を有する作業着等の着用を徹底すること。	
3 健康管理 (1) 作業管理者が、作業開始前に、労働者の睡眠の状況、朝食の摂取、前日の飲酒、発熱や下痢等の体調等について、チェック表を用いること等により個人ごとに確認すること。	(確認項目・方法)
(2) 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の有無にも留意し、作業時間の制限等の適切な措置を講じること。	
4 労働衛生教育 作業を管理する者に加え、労働者に対しても、被ばく防止のための教育とともに、熱中症の症状、予防方法、緊急時の措置等について教育を行うこと。また、緊急時の措置等、必要な事項について休憩施設等に掲示すること等により確実に周知すること。	(教育の実施日、対象者数)

<p>5 救急処置</p> <p>労働者の熱中症の発生に備え、医師等への連絡、医務室等へ搬送、身体の冷却方法等の応急処置、病院等への搬送の手順等について、救急処置が迅速に行われるよう医師、作業を管理する者等の関係者及び労働者に周知すること。</p>	
<p>6 関係請負人に対する指導・支援</p> <p>関係請負人に対する指導を行うとともに、労働衛生教育の実施、休憩施設の活用等に対し支援を行うこと。</p>	

※1 実施予定等の項目についての実施事項を記載すること。

※2 作業場所と休憩場所の距離及び移動方法を記入するとともに、図面等により、作業場所と休憩場所を示すこと。